

(別紙)

第37回リサイクルフェスティバル 出店条件

1 基本事項

- ① 政治・宗教活動を目的とするもの、反社会勢力団体等は出店できません。
- ② 出店者は、イベントの趣旨や目的を理解し、出店してください。
- ③ 出店者は、財団が申請内容を審査のうえ、選考します。
- ④ 出店に関する事故、販売トラブル等は、当事者間での解決をお願いします。
- ⑤ 指定した時間に入場・退場してください。商品が売り切れても途中退場はできません。
- ⑥ その他、出店者は主催者の指示に従ってください。

2 出店に使用する物品

- ① テント、パラソル、テーブル等、出店に使用する物品は、出店者が用意してください。
- ② 電力を使用する場合は、発電機などを出店者が用意してください。（発電機は延長コード等で、騒音にできるだけ配慮してください）

3 出店に使用する車両

- ① 車両は1出店者につき1台のみ会場内への乗り入れを許可します。当日の車両の入場時間は午前8:30~9:30、退場時間は午後2:10から午後3:00までとします。（時間厳守）
- ② 乗入れ許可車両であっても、午前9:30から午後2:10までは、会場内の車両の移動は原則禁止します。
- ③ 乗入れ許可のない資材運搬用車両については、荷物の搬入搬出後、速やかに移動してください。また、乗入れ許可以外の車両は、地下駐車場（有料）又は市役所西口駐車場（無料）をご利用ください。

4 出店準備及び後片付け

- ① 出店準備は、当日、午前8:30から午前10:00までの間に行ってください。
- ② 開店時間は午前10:00、閉店時間は午後2:00です。（時間厳守）
- ③ 出店者はゴミ箱を用意し、閉店時には周辺の清掃及び原状回復を行い、ゴミは持ち帰ってください。

5 飲食物等に係る注意事項

- ① 飲食物等の販売出店者は、必ず来場者用のゴミ箱を用意してください。
- ② 食品衛生法に基づく許可、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の責任において対応してください。（当財団の出店申請書提出の際には、保健所の営業許可申請書（臨時営業）のコピーを添付してください）
- ③ 火器設備を使用する出店者は、消火器の設置が消防署から義務付けられておりますので、必ず設置してください。消防署の立ち入り検査に合格しなければ、販売できません。

6 その他

出店に関し不明な点がある場合は、必ず事前に、事業課資源振興係に確認してください。